引受事務要領

田子の浦水先区水先人会

受付方法	水先の求めの受け付けは、次のいずれかの方法によるものとする。 （１）合同事務所の窓口における受付（所在地：富士市） （２）電話による受付　　（電話番号　：0545-33-0734） （３）ファクシミリによる受付（ＦＡＸ番号：0545-32-1260）
受付事項	水先の求めの受け付けに当たっては、次のすべての事項について、利用者から情報を得るものとする。 （１）船名、総トン数、全長、喫水、多層甲板船該当の有無、速力及び積荷の種類 （２）船舶所有者（水先法第３条）の氏名又は名称及び住所 （３）水先区間及び水先開始予定時刻 （４）輸出免税等（消費税法）該当の有無及び検疫の要否 （５）その他利用者から得た特別な事項
当直表	会員の休息時間及び休日を確保し、水先の求めの受け付けを計画的に行うことにより、会員の安全かつ確実な水先業務の実施を確保するため、毎週、翌々週一週間分の会員ごとの水先業務の対応体制等を内容とする当直表を作成し、毎週月曜日までに公表するものとする。
受付条件	水先の求めの受け付けに当たっては、次に掲げる事項のほか、「船舶の航行安全」又は「水先人の安定した供給体制」に支障がないことを条件とするものとする。 １．水先人の選任について利用者からの要請がない場合 （１）原則として、利用者から水先開始予定時刻の24時間前までに申し込みされたものであること。 （２）当該水先の求めについて、気象及び海象の状況並びに水域事情等に基づいて作成する安全運航基準に適合したものであること。

受付条件	２．水先人の選任について利用者から要請がある場合 （１）次のすべての要件を満たすものであること。 イ　当該水先人が当該要請を応諾すること。 ロ　当該要請が水先開始予定時刻の９６時間前から２４時間前までに申込みされたものであること。(ただし、２４時間前を過ぎても当該水先人が当該要請に応じる旨確認できた場合はこの限りではない。) ハ　当該要請に係る水先の時間が、他の要請に係る水先の時間と重複していないこと。この場合の水先の時間とは、水先業務時間だけでなく、移動時間（０．５時間）及び休息時間（1時間）を含めるものとする。 ニ　以下の条件に該当することにより当該水先人以外の水先人の技術的水準の確保に支障が生じるおそれがないこと。 ・水先に特殊技術を要するバース又は特定の船舶について、当該水先人を含む特定の少数の水先人のみが当該バース又は船舶の水先を行うことになること （２）当該水先の求めについて、気象及び海象の状況並びに水域事情等に基づいて作成する安全運航基準及び会員の水先業務経験年数等に応じた業務制限に適合したものであること。
会員への連絡	本会が受け付けた水先の求めについては、次に掲げるところにより会員に対し連絡を行うものとする。 （１）水先人の選任に関し利用者から要請があった場合には、遅滞なく、当該要請のあった会員に連絡するものとする。 （２）前号に掲げる場合以外の場合には、当直表に従って、水先人の休息時間の確保その他の事情を考慮して、遅滞なく、会員に連絡するものとする。 （３）前二号による会員への連絡方法は、電話、ファクシミリ、電子メールその他確実な手段により行うものとする。

水先業務経験年数に応じた業務制限

水先業務経験年数	就業範囲（一級水先人）
１年未満	２万総トン未満の船舶（２万総トン以上の危険物積載船を除く。）の入出港及び２万総トン以上の船舶の出港のみに就業する。 但し水先人が２名乗船する応召船舶には副水先人として就業することができる。
２年未満	４万総トン未満の船舶の入出港及び４万総トン以上の船舶の出港のみに就業する。
２年以上	すべての船舶の入出港に就業する。

平成２８年４月１日

水　先　引　受　基　準

田子の浦水先区水先人会

当水先区に於ける水先引受基準は下記の通りとする。

記

（Ⅰ）船型別

(1)総トン数 GT　(2)船の長さ LOA　(3)船の巾 B　(4)許容喫水

① 大型パルプ船

「田子の浦港大型パルプ船入出港に係る船舶航行安全対策調査」　平成 26 年 8 月

(1)　総トン数 GT　：　国際トン数３７，４９９トン以下

(2)　船の長さ LOA　：　２１３．４メートル以下

(3)　船の巾 B　：　３２．２６メートル以下

(4)　許容喫水　：　１０．９０メートル

② ハンディマックス型撤積船(メイズ・石炭積み)

「田子の浦港における大型船の入出港に係る船舶航行安全対策調査委員会」平成 20 年 10 月

(1)　総トン数 GT　：　３２，７４４トン以下

(2)　船の長さ LOA　：　１９８メートル以下

(3)　船の巾 B　：　３２.２０メートル以下

尚、本撤積該当船は STAR SHIPPING のパルプ船である事から船の最大幅 B ３２．２０ｍは実状の撤積船型３２．２６ｍと見做す

(4)　許容喫水　：　１０．３０メートル

（Ⅱ）許容喫水の要件

① 航路・泊地の水深が１２．０メートル以上に維持されていること

② 喫水が９．５０メートルを超える場合は、状況により概ね１．００メートル以上の潮高を利用する。

但し、潮高差の大なる時期に入港する場合については喫水の大小に係わらず概ね上げ潮流時に設定し、下げ潮流の強い時間帯を避ける。

③ 許容喫水については、実績を積みつつ段階的に増深をしていく。

（Ⅲ）風速（港口附近における最大風速）：

(a) 風向が西から南寄りの場合、入出港時共　５m/sec 以下

(b) 風向が東寄りの場合、　入出港時共　６m/sec 以下

(c) 風向が北寄りの場合、　入出港時共　８m/sec 以下

（Ⅳ）波　高　：２．０メートル以下とする。

（Ⅴ）業務時間：天候の許す限りにおいて２４時間の業務態勢とする。

（Ⅵ）入出港時間の選定　：

田子の浦港は入港時南西の風が操船に最も悪い影響を与える。　従って昼間発達する当港附近特有の南西の強風を避けるため、入港時間は朝･夕の凪又は南西風の弱くなる夜間の時間帯を選ぶものとする。

これに加え水先人が低気圧の接近などを考慮し乗船に最適かつ安全な時間を指定した場合はこれに従うものとする。　出港時間についても同様とする。

（Ⅶ）大型船の水先：

総トン数２０，０００トン以上の入出港は当区水先約款により２名をもって水先業務を行う

（Ⅷ）曳船使用基準：

① 入港時は３，６００HP以上 x １、 ２，４００HPx１の計２隻の使用を原則とする。

② 但し、航路・泊地が－１２ｍ水深に維持され、安全を確認しつつ段階的に入港喫水９．５０メートルを越える場合において必要があると水先人が判断した場合は：

３，６００HP以上 x １、 ３，０００HP x １の計２隻を使用し、同時に 2,400HP の

曳船を１隻追加し本船サイドに待機させ状況に応じ使用するものとする。

③ 出港時は原則として入港時に準ずる。

（Ⅸ）出港時のバラスト水の漲水：

本船出港時、風圧面積を減ずるため、バラスト水は各バラストタンクに許容限度まで漲水したヘビーバラスト状態とし、深喫水により風圧力の影響を極力抑えるものとする。

以上、